

さいたま市告示第 1086 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 育成会 白菊苑	所在地変更	さいたま市大宮区天沼町1-154-1	さいたま市大宮区寿能町2-21-3	介護老人福祉施設	R07.03.31
白菊苑	所在地変更	さいたま市大宮区天沼町1-154-1	さいたま市大宮区寿能町2-21-3	短期入所生活介護	R07.03.31
白菊苑	所在地変更	さいたま市大宮区天沼町1-154-1	さいたま市大宮区寿能町2-21-3	介護予防短期入所生活介護	R07.03.31
大宮区東部圏域 地域包括支援センター 白菊苑	所在地変更	さいたま市大宮区天沼町1-150-1	さいたま市大宮区寿能町2-21-3	介護予防支援	R07.03.31
訪問介護 North浦和元町	所在地変更	さいたま市浦和区元町2-25-22 東友チャームハイツ2-101	さいたま市南区鹿手袋3-23-30	訪問介護	R06.12.01

指定介護機関（休止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
アースサポート北浦和	さいたま市中央区新中里 1－3－3	介護予防通所介護	R07.05.01
アースサポート北浦和	さいたま市中央区新中里 1－3－3	地域密着型通所介護	R07.05.01